

『ミヤ・共創ラボ』

募集要項

令和6年8月 第1版

本市においては、これまで、市と事業者が連携し、地域における公共的な課題に対応することで市民サービスの向上や行政事務の効率化などを目的に官民連携の推進に取り組むとともに、令和5年度よりスタートした「第6次総合計画後期基本計画」に基づき、官民連携の取組を発展させ、行政はもとより、市民・事業者・団体などのまちづくりの主体が一体となった「共創のまちづくり」の推進に取り組んでいます。

このような中、令和2年に設置した「宇都宮市東京オフィス」においては、多様なステークホルダーによる共創・協業の実績を上げており、また都市間連携についても共通する行政課題の解決を目的に複数の都市との連携に取り組む中、災害に備えた更なる連携強化やオンラインによる情報交換が活発化しており、多様な地域資源・文化を持つ都市間の新たな交流など、連携方策や機会創出の手段の選択肢が広がっている状況にあります。

このようなことから、人口減少・高齢化等による人口構造の変化に対応し、持続可能な形で市民生活や事業活動を支えていくためには、より一層、市民・事業者・団体・行政（市と他自治体との連携を含む）による共創・協業の促進を図り、市民サービスの向上や新たな価値の創造を目指す必要があると考えます。

そこで、地域課題の解決に資する新たな価値の創造などに向け、事業者や各団体が手を組み、共創・協業に資する取組を研究し、共創事業の社会実装に取り組むため、「ミヤ・共創ラボ」の運用をスタートします。

1. 事業概要

(1) 事業内容

- 本市の行政課題等を公開（市ホームページ，自治体CONNECT）【テーマ設定型】
- 課題解決に向けた事業提案を受付
- 事業提案について意見交換（随時対話を通じて事業イメージの共有を図る）
- 事業提案採択後，「事業の実施に関する覚書」を締結
- プロジェクトチーム（以下「ミヤ・共創ラボ」という。）を結成し，モデル事業等を通じて，課題解決に取り組む

(2) 市との連携の流れ

【イメージ図】「市との連携の流れ」参照

(3) 「ミヤ・共創ラボ」に対する市の支援

① 伴走支援

⇒ 実証実験等に要する資源（フィールド，データ，ネットワークなど）の提供や，取組成果について市の媒体等を活用した広報 など

② 事業の実施に要する費用の一部支援

⇒ 地域課題等の解決に資する具体的な事業や地域資源の活用や既存事業との相乗効果が期待できる事業などに対し，事業の実施に要する費用の一部を支援する

⇒ 対象事業費の1 / 2（※対象事業費については【負担金対象経費一覧表】参照）

⇒ 1事業につき上限100万円程度（※市からの追加提案依頼によっては負担額は柔軟に対応）

2. 応募要件

(1) 応募対象

「テーマ設定型」，「フリー提案型」とともに，本市の行政課題や地域課題等の解決に向けたモデル事業や実証実験などの提案

(2) 応募資格

企業・大学・団体・個人事業主で，次の要件を満たす者

- ・ 実証実験等の遂行が可能であること
- ・ 以下のいずれにも該当しないもの
 - ⇒ 法令等に違反する行為を行ったものまたはこれ類するもの
 - ⇒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する営業に該当するものまたはこれに類するもの
 - ⇒ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - ⇒ 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する者）の関与が認められるもの

(3) 団体要件

対象となる団体は，次の各号に該当するものとする。

- ① 規則や会則を持ち，継続的な活動が行われる団体
- ② 原則5名以上で構成されている団体
- ③ 法人格を有する団体にあたっては，市税に滞納がないこと。

2. 応募要件

(4) 採択の視点等

- ご提案いただいた内容は、市総合政策部地域振興・共創推進室及び市所管課等において、別紙「『ミヤ・共創ラボ』共創事業に係る採択チェックシート」の項目・視点により総合的に採択の可否を判断
- 採択の可否を通知

【採択の視点（主な項目）】

- ▶ 公益性・社会貢献
- ▶ 共創性
- ▶ 財政支援の二ーズ
- ▶ 先進性
- ▶ 主体性・積極性
- ▶ モデル事業の具体性

3. 応募方法

(1) 提出書類（様式は任意）

- ・ 企業等概要書
- ・ 企画提案書
- ・ その他必要な資料

(2) 提出方法

- ・ (1)の提出書類を作成の上，【宇都宮市総合政策部地域振興・共創推進室 担当】までメールで提出
【e-mail】 u10000501@city.utsunomiya.tochigi.jp
【件 名】「ミヤ・共創ラボ」事業提案

(3) 応募に関する質問

- ・ 応募に関する質問については，下記連絡先にて受け付けるものとする。

<連絡先>

宇都宮市 総合政策部 政策審議室 地域振興・共創推進室（担当：佐藤）

TEL：028-632-2113

✉：u10000501@city.utsunomiya.tochigi.jp

(4) 採択結果の通知

- ・ 採択結果については，提案者に対して随時メールまたは電話にて連絡するものとする。
- ・ なお，採択結果に対する異議の申し立ては一切受け付けないものとする。

4. その他留意事項

(1) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案が無効となる場合について

提案内容が、下記のいずれかに該当する場合は、市が連携して行うにふさわしくないと判断し、受付を行わないものとする。また、受付後の意見交換の中で、該当する事実が判明した場合には、採択の可否の検討又は連携を中止する。

- 法令及び広序良欲に反する場合
- 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- 提案内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- 市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その連携を図ることが適当でないと判断される場合
- 事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合

【イメージ図】市との連携の流れ



宇都宮市
Utsunomiya City

地域課題の解決に資する

柔軟なアイデアや工夫を取り入れ、
共創のまちづくりを推進

01 事業提案

民間事業者等からの
提案を募集



【提案事業者 等】

02 対話

市との対話を通じ、
事業提案者にて
事業計画を作成



【提案事業者・所管課・
共創推進室】

03 覚書の締結

事業提案者と市にて
覚書を締結



【提案事業者・所管課・
共創推進室】

04 モデル事業

「新たな価値の創造」や
「市民サービスの向上」
などを目指し、モデル
事業等を展開



【提案事業者・所管課】

05 効果検証

モデル事業等の効果を
分析・検証し、
社会実装に向けて検討



【提案事業者・所管課】

【負担金対象経費一覧表】

支出項目	対象となる経費	備考 (対象とならない経費)																				
報償費	・講師，出演者等への謝礼 等 ・講師謝金等について，特殊なものを除き備考の単価に準じて要求すること（交通費込み）	・事務職員の経常的な雇用費（人件費） ・乙が雇用する従業員等への謝礼 ・菓子折り等の物品による謝礼に係る経費 等 <参考：講師謝金等単価> <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>単位</th><th>単価</th></tr><tr><td rowspan="4">講 師</td><td rowspan="2">県内</td><td>1時間</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>半日</td><td>75,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">県外</td><td>1日</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>校長・施設長・教諭・県職員等</td><td>1時間</td><td>5,000円</td></tr><tr><td colspan="2">審判員・審判員・指導員</td><td>1日</td><td>8,000円</td></tr></table> ※半日：3.75時間相当 1日：5時間相当 ・左記に無い単位（時間）については右記を参考に算出すること （例）大学教授相当（県内） 20千円×1.5時間＝30千円 ・オンラインによる場合についても右記を参考に算出すること	区 分		単位	単価	講 師	県内	1時間	20,000円	半日	75,000円	県外	1日	100,000円	校長・施設長・教諭・県職員等	1時間	5,000円	審判員・審判員・指導員		1日	8,000円
区 分		単位	単価																			
講 師	県内	1時間	20,000円																			
		半日	75,000円																			
	県外	1日	100,000円																			
		校長・施設長・教諭・県職員等	1時間	5,000円																		
審判員・審判員・指導員		1日	8,000円																			
印刷製本費	・ポスター，チラシ，報告書等の印刷費 等																					
原材料費	・石材や砂，セメント等の資材料費 ・苗木等の購入費 ・料理教室等の食材 等																					
消耗品費	・文房具等の消耗品費，コピー代																					
使用料及び賃借料	・会議室，会場等の使用料 ・機器類の賃借料 等																					
役務費	・郵便料金等の通信・運搬費 ・講師謝金の振込手数料 等																					
委託料	・専門的知識，技術等を要する業務についての委託 等 ・計画，立案，実行の一部を委託する業務 等																					
旅費	・講師，専門家，出演者等への交通費																					
宿泊費	・視察，研修等参加に対する交通費，宿泊費 ・乙の雇用する従業員等の本事業実施に要する交通費（電車代，バス代，ガソリン代，レンタカー代等。自家用車のガソリン代は11円／kmで算定し，レンタカーのガソリン代は実費とする。） ・臨時的なアルバイト，ボランティアへの交通費，宿泊費 等 ・視察，研修以外の乙が雇用する従業員等に対する交通費，宿泊費 ・研修等参加負担金 ・視察，研修等の参加負担金 等 ・連合組織等への参加負担金 等																					

支出項目	対象となる経費	備考 (対象とならない経費)																				
食糧費	・会議の飲み物，参加者の飲み物代 ・講師や外部ボランティア等に対する食事，飲み物代 等 ・食糧費の基準については，備考の単価に準じて要求すること	<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>単価(円)</th><th>備考 (適用税率)</th></tr><tr><td>茶代</td><td>1人1回</td><td>150円</td><td>8%</td></tr><tr><td>昼食代</td><td>1人1回</td><td>864円</td><td>8%</td></tr><tr><td>懇談会費</td><td>1人1回</td><td>8,250円</td><td>10%</td></tr><tr><td>来客用茶代</td><td>1kg</td><td>3,240円</td><td>8%</td></tr></table> ・対象者や会議時間の設定を工夫し，極力節減を図り，上記単価を上限とすること ・原則として，市職員が半数以上の場合は認めない ・飲料品の購入は，軽減税率（8%）が適用されるため，茶代・昼食代（外食ではなく購入する場合）・来客用茶代の単価の税率は8%としている。	区分	単位	単価(円)	備考 (適用税率)	茶代	1人1回	150円	8%	昼食代	1人1回	864円	8%	懇談会費	1人1回	8,250円	10%	来客用茶代	1kg	3,240円	8%
区分	単位	単価(円)	備考 (適用税率)																			
茶代	1人1回	150円	8%																			
昼食代	1人1回	864円	8%																			
懇談会費	1人1回	8,250円	10%																			
来客用茶代	1kg	3,240円	8%																			
備品購入費	・本事業に必要と認められ，リース対応等が不可能な備品の購入費	・本事業に必要と認められないもの（団体構成員間の持ち寄り等で対応ができるもの，リース等ができる可能性あるものなど） ・パソコンやポット等，本事業以外への使用が可能と考えられるもの																				
その他	・その他，本事業の実施ために必要な経費で，市長が必要かつ適切と認めた経費。（負担金対象経費となるかは，個別に経費の内容を審査します。）	・商品券等金券，記念品等の購入 ・土地の取得，造成及び補償に関する経費 ・乙の経常的な運営に関する経費（家賃，電話料，事務所賃等） ・領収書等により，支払ったことを明確に確認することができない経費 ・社会通念上適切でないとする経費 等																				

※対象外経費の例

- ・ 法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・ 国や甲が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・ 恒久的な施設の設置，用地取得等，本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー），出資金
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 車両購入等に伴う自賠責保険，任意保険（自動車保険）
- ・ 損害保険及び各種税金
- ・ その他，本事業と無関係と思われる経費